

令和3年度横浜市港湾整備事業費会計予算

令和3年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ45,702,921千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和3年2月10日提出

横浜市長 林 文子

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,173,183 ^{千円}
	1 使用料	1,173,183
2 財産収入		23,634
	1 財産運用収入	23,634
3 繰入金		87,255
	1 一般会計繰入金	87,255
4 繰越金		51,482
	1 繰越金	51,482
5 諸収入		25,806,067
	1 貸付金元利収入	1,546,837
	2 雑収入	24,259,230
6 市債		18,561,300
	1 市債	18,561,300
歳 入 合 計		45,702,921

歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		千円 45,702,921
	1 管 理 費	1,144,536
	2 施 設 整 備 費	229,500
	3 山下ふ頭用地造成等事業費	5,711,000
	4 新本牧ふ頭整備費	28,129,600
	5 建設発生土受入事業費	4,182,530
	6 港湾施設等整備費貸付金	4,551,300
	7 公 債 費	1,749,455
	8 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		45,702,921

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
山下ふ頭用地造成等事業に伴う3年度建物移転補償契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度から 令和6年度まで	限 度 額 2,800,000千円
新本牧ふ頭第1期地区整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 4 年 度	限 度 額 9,600,000千円
高度化上屋等整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和4年度から 令和5年度まで	限 度 額 8,900,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾機能施設等整備費	千円 52,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和3会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。 ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
山下ふ頭用地造成等事業費	5,761,000	同	同上	同上
新本牧ふ頭整備費金負担	8,197,000	同	同上	同上
港湾施設等整備費金貸付	4,551,300	同	同上	同上
計	18,561,300			

